平成２９年（フ）第７９号
北海道中川郡本別町北６丁目３番地９　北６丁目団地Ａ１棟１号
債務者　千葉　晴美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
北海道帯広市西６条南14丁目12番地　六条荘13号室
債務者　中山　　良
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
北海道帯広市西４条南３丁目６番地　コーポまつなが105号
債務者　中島　明美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
群馬県館林市大街道２丁目３番18号
債務者　坂田　佳映
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第７７号
群馬県館林市青柳町381番地の１　田口住宅西棟
債務者　齋藤　浩明
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０９号
香川県高松市三谷町2294番地
債務者　佐々木和樹（旧姓山石）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2552番地29
債務者　芳川　泰子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
仙台市若林区沖野３丁目13番89号　サンセベリアⅡ101
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
秋田県にかほ市金浦字鳥長根144番地１
債務者　佐藤　寮悦
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１４９号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3873番地８　ガーデンベル201号、前住所茨城県ひたちなか市松戸町１丁目15番１－102号　サンライズ松戸
債務者　関　　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５４号
茨城県常陸太田市大森町1427番地の22
債務者　菊池　康博
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５９号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚830番地の24
債務者　鶴岡　隆夫
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６０号
茨城県水戸市平須町2540番地の２
債務者　鈴木　悦子（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８号
茨城県水戸市藤が原３丁目1117番地の1284　県営十万原アパート３棟205号
債務者　大関　隼一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１６９号
茨城県笠間市下郷7002番地１　すずらんＳＯ105
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７８号
茨城県土浦市中692番地25　直江方
債務者　齊藤　京介
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
茨城県土浦市おおつ野５丁目４番７号　サニーヒルズおおつ野103
債務者　柄澤　航太
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係